

○犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付要綱

平成30年8月6日要綱第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去（減築を含む。以下同じ。）を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び一般の用に供している不特定多数の者が通行する道をいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他の構造の塀であって、道路からの高さが1メートルを超え、かつ、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものをいう。
- (3) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。
- (4) 減築 ブロック塀等の道路からの高さが60センチメートル以下となるよう改修することをいう。
- (5) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の定める耐震診断基準に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が実施する耐震診断又は犬山市が実施する耐震診断をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ブロック塀等を撤去する個人又は法人（以下「撤去者」とい

う。)。ただし、撤去者がブロック塀等の所有者と異なる場合は、当該所有者の同意を得たものに限る。

(2) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税を滞納していない者

(3) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「撤去工事」という。）は、市内に存するブロック塀等の撤去者が道路の敷地に面する当該ブロック塀等を撤去する工事であって、市内に事業所を有する業者が施工するものとする。ただし、次に掲げる工事は、補助金の交付対象としない。

(1) 道路後退用地、地区計画の区画道路用地等に基礎が残るもの

(2) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けた同一の用に供する一団の土地に存するブロック塀等があるときは、補助金の交付対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、撤去工事に要した経費の額又は撤去したブロック塀等の延長（単位はメートルとする。）に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

（交付の申請及び決定）

第6条 申請者は、犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付申請書（様式第1）に署名し、又は記名押印し、次に掲げる書類を添えて、撤去工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去するブロック塀等の位置図
- (2) 撤去工事の内容を明らかにする図面、写真等
- (3) 撤去工事に係る費用の見積書（業者の記名があるものに限る。）
- (4) 申請者が耐震診断を実施した場合にあっては、その診断報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第7条 申請者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金変更承認申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事に係る施工箇所又は施工方法の変更
- (2) 撤去工事に係る費用の額

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金変更承認通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（事業の廃止又は中止）

第8条 申請者は、第6条第2項の通知を受けた撤去工事を廃止し、又は中止しようとするときは、犬山市ブロック塀等安全対策事業廃止（中止）届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第9条 申請者は、撤去工事が完了したときは、犬山市ブロック塀等安全対策事業完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事に係る費用の領収書等の支出を明らかにするものの写し

(2) 撤去工事着手前及び撤去工事完了後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、撤去工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は第6条第2項の通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金の額の確定通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金請求書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 第6条第2項の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前条第1項に定める期日までに、同項の請求書が提出されなかったとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年8月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年6月18日以降に着手し、及び令和13年3月31日までに完了する撤去工事について適用する。
- 3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(特例措置)

- 4 平成30年6月18日から平成30年9月30日までの間に着手する撤去工事に係る第4条第1項、第6条第1項及び第9条第2項の規定の適用については、第4条第1項中「工事であって、市内に事業所を有する業者が施工するもの」とあるのは「工事」と、第6条第1項中「撤去工事に着手する前に」とあるのは「速やかに」と、第9条第2項中「撤去工事の完了の日」とあるのは「第6条第2項の決定の日」とする。

附 則 (令和3年3月29日要綱第40号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則 (令和4年3月22日要綱第41号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (令和5年3月30日要綱第52号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

